

平成 29 年度第 23 回人事委員会 会議結果<概要>

1 日 時

平成 29 年 11 月 29 日（水）午後 3 時 30 分～午後 5 時 21 分

2 場 所

人事委員会 審理室（新宿モノリス 25 階）

3 出席者

（委 員）青山委員長、濱崎委員、山極委員

（事務局）砥出事務局長、矢岡任用公平部長、櫻井試験部長、神山審査担当部長、秋谷総務課長、船川任用給与課長、柴田審査課長、白濱試験課長、森山研究調査課長、本間制度改革担当課長

4 議 事

< 議 案 >

第 48 号議案 「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

第 49 号議案 平成 29 年度東京都任期付職員採用試験の合格予定者数について

< 報 告 >

報告第 21 号 平成 29 年確定交渉妥結内容の概要等の報告について

報告第 22 号 労働基準法等に基づく定期監督、安全調査及び有害物調査の結果等について（都立学校）

報告第 23 号 労働基準法等に基づく定期監督の結果等について（東京消防庁）

第 48 号議案 「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

事務局より、東京都議会議長より意見聴取の照会があった下記の条例について、改正内容を説明し、照会に対しては異議なしとして回答したい旨、説明した。

- 1 第 166 号議案 東京都職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例
- 2 第 226 号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 3 第 227 号議案 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 第 228 号議案 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 第 230 号議案 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 第 231 号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 7 第 232 号議案 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

委員より、フレックスタイム制における勤務時間の設定は、最長で何時間設定できるのかとの質疑があり、事務局から、最長の勤務の割振り時間は 7 時から 19 時 45 分までの 11 時間 45 分である旨、回答した。

委員より、試行時に週休 3 日で勤務時間の割振りを行った職場があったのかとの質疑があり、事務局から、週休 3 日となる勤務時間の割振りを、実際に試行した職場があった旨、回答した。

また、委員より、人事委員会事務局においては、率先して週休 3 日の勤務時間の割振りを導入した方がよいのではないかとの意見があった。

委員より、退職手当の基本額における勤続期間ごとの支給割合について、勤続期間ごとに細かく設定されている理由について質疑があり、事務局から、国に準じて 3 % 引き下げるための調整の結果である旨、回答した。

委員より、都の退職手当額は、国と異なり民間より低いのに引き下げる理由について確認があり、事務局から、退職手当の平均額を算出するに当たっては国と都とでデータの算出が異なること、国における民間との比較では、国の構成に民間を合わせた方法で平均を算出していること等から、一概に都の方が低いとは言えず、都としては、国との均衡を考慮し、今回の引下げを判断した旨、説明した。

また、介護の短時間勤務については調整額期間等における除算の見直しの話は挙がらなかったのか質問があり、事務局から、介護の短時間勤務の制度がない旨、説明した。

将来的には、介護の短時間勤務についても制度を作っていくべきであるとの意見があった。

審議の結果、委員全員の賛成により、原案のとおり決定した。

報告第 21 号 平成 29 年確定交渉妥結内容の概要等の報告について

標記の件について、事務局より、任命権者と職員団体との妥結内容の概要について説明した。

委員より、交渉事項のうち条例改正で対応するもの以外の扱いに関して確認があり、事務局から、規則などの改正によるものについては次回以降の委員会で承認を得ることとなり、その他は任命権者における運用通知の整理で対応する旨、説明した。

また、時差勤務の対象範囲見直しについて、今まで出先事業所での日単位による勤務時間の設定が行われていなかった理由とフレックスタイム制導入における課題について質疑があり、事務局から、時差勤務については、出先事業所における窓口対応等の関係により設定が難しかったこと、フレックスタイム制導入については、試行時において、一月ごとの勤務計画の設定及び打合せ時間の設定などが課題であるとの意見が挙がっていた旨、回答した。

委員より、育児参加休暇の見直しに関連し、「参加」という言葉より一歩進んだ「参画」の方がよいとの意見があった。

委員より、今回の妥結交渉の中で、臨時職員制度についても議論がなされたのかとの確認があり、事務局から、任命権者としては法改正に向けて抜本的に見直しを検討する考え方は示しているが、今回の妥結の中では触れられていない旨、説明した。

本件について、了承された。

<以下、非公開案件>

- 第 49 号議案** 平成 29 年度東京都任期付職員採用試験の合格予定者数について
報告第 22 号 労働基準法等に基づく定期監督、安全調査及び有害物調査の結果等について（都立学校）
報告第 23 号 労働基準法等に基づく定期監督の結果等について（東京消防庁）

次回開催日程について

次回委員会は、平成 29 年 12 月 7 日（木）午前 10 時 00 分から開催することとした。